

「汽水湖汚濁メカニズム解明調査ワーキンググループ」設置要綱

(目的)

第1条 汽水湖(宍道湖)における水質汚濁のメカニズムの解明及び水質汚濁シミュレーションモデルの構築等に向け、協議及び助言を行う「汽水湖汚濁メカニズム解明調査ワーキンググループ」(以下「WG」という)を設置する。

(所掌事務)

第2条 WGは、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 汽水湖の現状、課題の整理
- (2) 調査事業の提言、助言
- (3) 調査結果の評価
- (4) シミュレーションモデル構築へ向けたパラメータ等の整理
- (5) その他

(組織等)

第3条 WGの委員は、島根県知事が委嘱する。

2 WGの委員、オブザーバーは別表のとおりとする。

3 委員の任期は、1年とする。

(座長)

第4条 WGには座長を1名置く。座長は委員間の互選によってこれを定める。

2 座長はWGを代表し、WGの円滑な運営と進行を総括する。

3 座長に事故がある時は、WGに属する委員のうちから座長が予め指名した委員がその職務を代行する。

(WGの招集)

第5条 WGは、座長が招集する。

2 WGは、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(オブザーバー)

第6条 座長は必要に応じてオブザーバーに意見を求めることができる。

(事務局)

第7条 WGの事務局は、島根県環境生活部環境政策課及び保健環境科学研究所に置く。

2 事務局は、WG運営に係る庶務を処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、WGの運営に関し必要な事項は、WGにおいて定める。

(附則)

この要綱は、平成22年8月19日より適用する。